

新婚世帯応援家賃助成金交付事業



◆助成対象世帯

家賃助成の申請をすることができる世帯は、以下の要件すべてに該当する必要があります。

- ①平成 28 年 4 月 1 日以降に千代田町に転入し、転入の前 1 年間千代田町に住所を有していない世帯員により構成される世帯であること。
- ②交付申請書を提出する日に、婚姻(再婚を含む)の日から 2 年以内で、かつ、夫婦のいずれもの年齢が 40 歳以下であること。
- ③民間賃貸住宅は、町営住宅・雇用促進住宅・社宅・官舎・寮・3 親等以内の親族が所有し、又は居住する住宅を除く。
- ④家賃は、賃貸借契約に定められた賃借料(共益費及び管理費を含む)の月額であり、駐車場使用料等の居住以外の費用を含む場合は、居住以外に係わる費用を除いた額。
- ⑤平成 28 年 4 月 1 日以降に、新たに町内の民間賃貸住宅の所有者との間に賃貸契約を締結し、世帯全員が当該民間賃貸住宅(所在地)に住居基本台帳法に基づく住民登録を行い、現に居住していること。
- ⑥夫婦のいずれか一方が住宅の賃貸借契約の名義人となり、家賃を支払っていること。
- ⑦家賃が月額 30,000 円以上であること。
- ⑧生活保護法による住宅扶助又は他の公的制度による家賃助成を受けていないこと。
- ⑨世帯全員に千代田町の町税・国民健康保険税・介護保険料に滞納がないこと。
- ⑩夫婦ともに町内に永く定住する意思をもって入居していること。
- ⑪過去にこの助成を受けたことがないこと。(助成は 1 回限り)
- ⑫暴力団員が世帯構成員にいないこと。

◆家賃助成金の額

家賃助成金額は、家賃の 2 割にあたる金額(1,000 円未満の端数は切り捨て)とし、上限額を 1 世帯当たり月額 10,000 円。

◆助成の期間

助成を行う期間は、助成初月から 2 4 箇月を限度とする。

◆助成金の交付申請

助成金の交付を受けようとする方は、次の書類を提出してください。

- ①交付申請書(様式第1号-1)
- ②民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- ③夫婦及び世帯全員の住民票の写し(発行日から1箇月以内)
- ④夫婦の記載のある戸籍謄本(戸籍全部事項証明書。発行から1箇月以内)
- ⑤給与所得のある夫婦及び世帯全員の住宅手当支給証明書(様式第2号)
- ⑥家賃内訳証明書(賃貸借契約書で家賃の内訳が不明確な場合に限る。)(様式第3号)
- ⑦誓約書(様式第4号)
- ⑧その他町長が必要と認める書類

※翌年度も継続して助成金を受けようとするときは、継続交付申請書(様式第1号-2)を提出してください。(継続申請の提出期限は、当該年度の4月末日まで)

◆助成金の請求及び交付

交付決定を受けた申請者が、家賃助成金の交付を受けようとするときは、請求書(様式第6号)に家賃領収書の写し又は家賃を支払ったことを証明できる書類を添えて請求してください。

請求及び交付は、原則として年2回とし、時期については次の表のとおりです。

交付区分	支給対象となる家賃助成金	請求書提出期間	助成金交付日
前期	4月から9月まで	9月1日から 9月30日まで	10月末日までに指定する 金融機関口座へ振込
後期	10月から翌年3月まで	3月1日から 3月30日まで	4月末日までに指定する金 融機関口座へ振込

◆問い合わせ先

千代田町役場 都市整備課 土木管理係まで(TEL0276-86-7003)

